○厚生労働省告示第七十四号

厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十四号）の全部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域

都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
北海道	函館市	恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚子町
	名寄市	風連町
	歌志内市	
	伊達市	大滝区
	福島町	字松浦、字吉野、字館崎、字吉岡、字美山、字豊浜及び字宮歌
	森町	字砂原西一丁目、字砂原西二丁目、字砂原西三丁目、字砂原西四丁目、字砂原西五丁目、字砂原一丁目、字砂原二丁目、字砂原三丁目、字砂原四丁目、字砂原五丁目、字砂原六丁目、字砂原東一丁目、字砂原東二丁目、字砂原東三丁目、字砂原東四丁目、字砂原東五丁目、字砂原野七線及び字砂原野八線、字砂原野四線、字砂原野五線、字砂原野六線
	せたな町	大成区太田、大成区久遠、大成区花磯、大成区富歌、大成区上浦、大成区都、大成区本陣、檜山区東丹羽、北檜山区小倉、北檜山区松岡、北檜山区徳島、北檜山区丹羽、北檜山区西丹羽、北檜山区北檜山区豊岡、北檜山区北檜山区兜野、北檜山区愛知、北檜山区及び瀬棚区
	蘭越町	字川上、字立川、字昆布町、字黄金、字湯里、字日出、蘭越町、字豊国、字旭台、字水上、字大谷、字淀川、字栄、字富岡、字新見、字吉国、字上里、字三和、字名駒町、字鮎川、字清水、字共栄、字相生、字目名町、字貝川、字田下、字讃岐及び上目名、字三笠、字初田、字御成、字
	ニセコ町	
	真狩村	
	留寿都村	
	共和町	南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、発足及び幌似
	積丹町	大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町
	奈井江町	
	浦臼町	
	雨竜町	
	北竜町	
	佐呂間町	
	湧別町	
	大空町	
	壮瞥町	
	厚真町	
	洞爺湖町	洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、香川、財田、富丘及び伏見
	安平町	
	むかわ町	
	日高町	富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清畠、字正和及び字三和

岩手県	士幌町	
	鹿追町	
	中札内村	
	更別村	
	幕別町	忠類栄町、忠類幸町、忠類共栄、忠類日和、忠類古里、忠類西当、忠類及び忠類東宝、忠類白銀町、忠類晩成、忠類中当、忠類元
	本別町	
	厚岸町	太田五の通り、太田二の通り、太田七の通り、太田三の通り、太田太の通り、太田八の通り、太田四の通り、太田太の通り、太田九の通り、太田一の通り、太田一番、一番、一番、

阿賀町		
津南町	大字秋成、大字穴藤、大字上子種新田、大字結東、大字上郷宮野原、大字赤沢、大字上郷石、大字上郷上芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字中深見、大字外丸及び大字三箇	
石川県		
小松市	嵐町及び中ノ峠町	
輪島市	忍町、前野町、町里、本印町、市西門舟、前院町、東内、門清内町、白前水町、名町、門栃、鬼木、上前町館、門前町猿橋、門町走内、前町出米、門原深渋、前河屋内、前町崎谷、前広田門田、門前月神、前町飯川、前町岡、前町田、門前椎赤、前町小、門町西、前木、前上代、前冶、前黒、前岩、前江久、前大池、前白禿、前北、前小、前山、前新、前切、前狭、前是、前二、前風、前滝、前町、前町、前町

	伯耆町
	溝口、谷川、宮原、大倉、白水、根雨原、宇代、中祖、古市、父原、荘、大江、長山、上野、金屋谷、岩立、貴住、栃原、大瀧、大坂、富江、福兼、添谷及び大内
	江府町
	大字江尾、大字小江尾、大字久連、大字佐川及び大字柿原
島根県	浜田市
	三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町岡見、三隅町井野、三隅町室谷及び三隅町芦谷
	江津市
	桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び桜江町後山（後山上及び後山下の地域に限る。）
	川本町
	大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木
	邑南町
	矢上
岡山県	高梁市
	川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川上町領家、川上町吉木、川上町臘数、備中町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋及び備中町布賀
	美咲町
	上口、小山、栃原、中垪和、東垪和及び西
広島県	呉市
	豊町
	東広島市
	豊栄町清武、豊栄町鍛冶屋、豊栄町安宿、豊栄町別府、豊栄町乃美及び豊栄町能良
	安芸高田市
	吉田町中馬、吉田町甲田、吉田町上入江、吉田町下入江、吉田町小山、吉田町暮坪、長屋、吉田、甲角、桂、観音石、高田、杉、光通、恩田、仁伍山、字甲、吉田、町、町、字、字、字

佐賀県	築上町	大字小山田（字小川谷及び字永尾の地域に限る。）
	添田町	大字桝田（字糀宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。）、字河落合（字別所内、字鍛冶屋、字深倉、字緑川、字山彦（字木浦町、字英彦山字元寺（字大字中大字大字北河原坂本及び字戸字谷の地域に限る。）及び字駒鳴及び字唐及ケ字峠の地域に限る。）及び字長谷、字大字中谷字芝地域に限る。）、字細工、字梅ケ谷、字井手ノ糀、字池ノ字、字平字、字建平、字石原老辻域畑、字木高薬四郎字木平師郎字椿谷字字屋山字字字び金及の二で六字二字字椿谷字字屋山字字字び細字、び地番の番後木高薬四、建平、池井梅字工漆字黒域地地地域ま迫、ノ、洲、森込上、谷田、原久木にま域ま迫、ノ、洲、森込上、谷田の保町限でにで、字字元字頭字字、野、字、の字地、北る及限及字浦辻、長、佛苧字、字長字地長域字木。びるび境ノノ字田字岩扱本字原老辻域畑、に外屋、七。）一ノ上上辻、小、場村毛畑岩、に限園（字千、万谷、、字川字、條、字限字る、字竹二字九（字字字長原堂字字野字字段る村。）字前ノ百美百八一木山田、ノ松釘及石文、。）下、水田迫二野九千ノ山ノ下字先出ノび原田字、、口、番尾十七坂、神、井、、鼻字、上黒字、字字地（番百、字、字川字字、柿字字川木屋字御苧の五地九字家字大元差京字ノ溝細原町敷滝明扱一千の十辨鋪小下、原ノ本木添工、土、ノ園谷か九二八財、西、字、松坪迫、谷字窪字上、及ら百か番天字ノ字塚字、の字、迫（南、字び七七ら地、小上村原垣字字地僧字田字前字椛字千番一の字谷、下、添前山域見中、一田、滝谷楮三地万一茅ノ字、字、田桃に、通字ノ、ノ、原百か千か切迫弓字小字、塚限字、平渡字下字の二ら百ら場、掛野平葛字、る不字瀬瀬鬼、下地十五二八、字塔ノ、原大字。）動西、、突、字荒域四千十千字浦、中字、窪屋、前方字字、山谷に番九四八木小字、字大字、舗黒、字福柳字ノ、限地百番百山路橋、字ノ木字辻寿ノ大原字る地三向、本餅、字ノ下町不庵原股原字白。）ま五十ま十、字、田字子下村、木動山、及

熊本県	八代市	坂本町（坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、中津道及び市ノ俣の地域に限る。）及び東陽町（内の原及び箱石の地域に限る。）
	山都町	井無田、大平、高月、郷野原、鶴ケ田、仏原、安方、長崎、橘、花上、下山大見口、上差尾、玉目、高畑、東竹原、柳、高辻、伊勢、長谷、神の前、塩出迫、方ケ野及び八木
大分県	佐伯市	大字長谷、字ノ木丸、字尾、字谷、字ノ下、字道丸、口、字、字、字仁字字、字奥、字河内、字ジイ田、字ノ字、字屋前開丸道字ノ木字長谷字字字屋前、字敷、字前仁字字、字荒字渡川藤蛇荒字奥、字河内、字ジイ田、字ノ字柚平